

保健室の利用

1. 保健室を利用する時は、担任の先生に申し出る。担任の先生がいない時は、学年の先生か次の授業の先生に申し出ること。
2. 緊急時以外は、放課に利用する。やむを得ず授業中に利用する時は、教科担任の先生に申し出て、許可をもらうこと。
3. 来室する際は、原則保健委員と来室する。
(授業後以外)
4. 身長計測・資料の利用・相談は、原則として授業終了後とする。
5. 自分の成長や心身の健康、保健の知識を豊かにするために利用できる。

日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターは、学校の管理下で発生した災害（事故）による負傷や疾病の医療費とこれらの負傷・疾病のために障害が残ったときの障害見舞金及び死亡見舞金を支給するものです。

学校の管理下での災害で負傷、または疾病にかかり治療を受けた時は学校に知らせてください。

学校の管理下とは

- ・授業中、休み時間、部活動など学校にいるとき
- ・決められた経路で登下校するとき
- ・学校行事で課外活動を行っているとき

手続きの方法

申請手続きは、学校が行います。申請用紙は学校にありますので、担任または部活動顧問に申し出てください。

《必要書類》

- ①災害届
- ②医療等の状況
- ③調剤報酬明細書（院外処方を受けた場合）

- ① は保護者（または本人）が記入し、担任（部活動顧問）の指導を受けた後、養護教諭に提出してください。②③は医療機関で記入してもらい養護教諭に提出してください。

《給付金の支給方法》

給付金の入金が決まったら口座登録をしていただきます。QRコードや登録方法の記載された用紙を学校から受け取りましたら、災害届に記名された保護者の方の口座の登録を速やかにお願ひします。

※令和5年度より現金支給から口座振り込みへ変更になりました。

主な学校感染症と出席停止について

学校感染症による欠席は、出席停止扱いとなり、医師の許可がなければ登校することができません。（学校保健法 第12条）

学校感染症と診断されたら、すぐに担任まで連絡する。

感染症名	出席停止の基準
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過
百日咳	特有の咳が消失
麻疹	解熱後3日を経過
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失
水痘	すべての発疹が痂皮化
咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過
結核	感染の恐れがなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

この他にも、腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症も出席停止の扱いとなります。